

議案第 40 号

利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

利根町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年利根町条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 委任(第33条)」を「第5章 雑則(第33条・第34条)」に改める。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「，利用者又はその家族に対し」を加え、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、「用いる」の次に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

（1） 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

第6条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項に規定する」を「第5項第1号の」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。第33条第1項において同じ。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

- (2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第20号の次に次の1号を加える。

- (20) の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を保険者に届け出なければならない。

第15条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者

である」を加える。

第24条中「重要事項」の次に「（以下この条においては単に「重要事項」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項に次の4号を加える。

- (3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた処置についての記録

第31条第3項から第5項までを削る。

「第5章 委任」を「第5章 雑則」に改める。

第33条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。第32条に見出しとして「（準用）」を付し、第4章中同条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 24 条に 2 項を加える規定（同条第 3 項に係る部分に限る。）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、町の指定居宅介護支援等の事業の人員に関する基準，運営に関する基準等を改めたいので提案する。